

新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制(令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。)及び法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>ア 警衛列自動車 イ 警護列自動車</p> <p>(2) 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。)とする。</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>別表第3(第6条の2)</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制(令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。)及び法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>ア 警衛列自動車 イ 警護列自動車</p> <p>(2) 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。)とする。</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>別表第3(第6条の2)</p>

改正後		改正前	
路線名等	区間	路線名等	区間
(略)		(略)	
一般国道409号	木更津市中島字日之宮地先から袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先まで、 <u>袖ヶ浦市三箇1,981番1地先から林360番1地先まで及び</u> 富里市新中沢字南台150番2地先から成田市並木町字並木畑70番1地先まで	一般国道409号	木更津市中島字日之宮地先から袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先まで <u>及び</u> 富里市新中沢字南台150番2地先から成田市並木町字並木畑70番1地先まで
一般国道410号	<u>木更津市下郡1,410番10地先から袖ヶ浦市三箇1,981番1地先まで及び</u> 袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先から神納字新林4,230番1地先まで	一般国道410号	<u>袖ヶ浦市</u> 滝の口字丸山461番2地先から神納字新林4,230番1地先まで
(略)		(略)	
袖ヶ浦市道蔵波台一丁目15号線	袖ヶ浦市蔵波台一丁目27番地先から今井一丁目1番33地先まで	袖ヶ浦市道蔵波台一丁目15号線	袖ヶ浦市蔵波台一丁目27番地先から今井一丁目1番33地先まで
印西市道00—015号線	印西市牧の台一丁目1番1地先から牧の台二丁目1番3地先まで	(新設)	
印西市道00—023号線	印西市牧の原五丁目11番23地先から牧の台一丁目1番1地先まで	(新設)	
印西市道00—024号線	印西市原一丁目1番6地先から牧の原五丁目11番23地先まで	(新設)	
(略)		(略)	
横芝光町道I—1号線	山武郡横芝光町 <u>姥山483番1</u> 地先から遠山409番5地先まで	横芝光町道I—1号線	山武郡横芝光町 <u>長山台1番14</u> 地先から遠山409番5地先まで
(略)		(略)	